

第3回 函館市市民後見推進検討委員会 会議録

- 開催日時 平成26年3月25日（火） 18:30～
- 開催場所 函館市総合保健センター2階 健康教育室
- 議事
 - (1) 第2回検討委員会の協議内容について
 - (2) 市民後見人養成に向けた検討事項について
 - (3) 今後の予定について
 - (4) その他
- 出席者

委 員	岩崎清委員長，平井喜一副委員長，小長井朗委員，長谷山哲平委員，所輝美委員，林崎光弘委員，尾形永造委員，河村吉造委員，鈴木崇宏委員，阿知波健一委員，多田祖三委員，湯淺弥委員，松木俊樹委員，佐藤悠子委員，金成恵美子委員，安司悠子委員（計16名）	
報道関係	函館新聞社	
事 務 局	成澤 俊也	保健福祉部高齢福祉課長
	鍋島 康文	保健福祉部障がい保健福祉課課長
	天羽 悦子	保健福祉部参事（3級）
	谷 孝嗣	保健福祉部亀田福祉課長
	黒田 育生	保健福祉部高齢福祉課主査（介護予防・認知症担当）
	塚本 哲路	保健福祉部高齢福祉課主査（高齢者・介護総合相談窓口）
	井戸 浩嗣	保健福祉部障がい保健福祉課主査（相談支援担当）
	境 国巳	保健福祉部障がい保健福祉課主査（精神保健担当）
	岩島 貴寿	保健福祉部障がい保健福祉課主査（精神保健担当）
	伊東 篤	保健福祉部亀田福祉課主査（相談窓口）
	手塚 加津子	保健福祉部高齢福祉課（介護予防・認知症担当）
	松本 英里	保健福祉部高齢福祉課（介護予防・認知症担当）
	棚上 大輔	保健福祉部高齢福祉課（高齢者・介護総合相談窓口）
	代嶋 亜耶乃	保健福祉部障がい保健福祉課（相談支援担当）

- 議 事
 - 1 開会（黒田主査）
 - 2 挨拶 岩崎委員長挨拶
 - 3 議事
 - (1) 第2回検討委員会の協議内容について

(成澤課長) (資料P. 3のとおり説明)

(2) 市民後見人養成に向けた検討事項について
(成澤課長) (資料P. 4～5のとおり説明)

(阿知波委員)

・社協としては、法人全体として方針が統一しているわけではないが、私の意見としては、社協がこのような役割を担うべきだと思っている。当法人の財政状況や体制的なことはあるが、使命を達成するためには、今話があったように完全委託事業で、人材やそれ相応の事務分、エネルギー、予算等の御支援をいただいた上で完全委託であれば、可能なのかな、と。

今日このようなご呈示をいただいた中で、法人の決定機関は理事会・評議会ですので、その中での協議になるのかな、と。まず、社協がこの部分を担ってくるのは、おっしゃるとおりですし、私としても社協でなければいけないと思いますので、取り組んでいかなければいけない。ただ、クリアしなければならない課題等があることを付け加えたい。

(尾形委員)

・行政、函館市の市民後見の活動、あるいは、養成に関して、どのようなスタンスでいるか見えない。少なくとも家庭裁判所が市民後見人の活動を選任となったときに、それだけでは多分選任されないと思う。それで例えば業務委託された社協がやるのか、そうじゃなくて市としての役割はあるだろうと思う。その辺を明確に出していただかないとそれとこれをあわせて市民後見の活動になるのかな、と。それが担保されなければ、家裁からの信頼を得ることができないのかな、と。継続性と言うことから言えば、私ははてなマークがつくように思う。

(成澤課長)

・そのとおりと思う。先程老人福祉法の規定の話をしたが、市が責任を持って市民後見人を養成していく、そして市民後見人の候補を登録していく。その登録機関が、後見実施機関ということで業務委託をするわけですが、家裁とのルールをしっかりと構築していくことを行政が中心になってやっていかないと信頼を勝ち取ることはできないと考えている。委託先に家裁との調整の部分ですか、そういうことも含めて丸投げしてしまうということには決してならない。

(尾形委員)

・第1回の時も話したが、成年後見利用支援事業における市のスタンスは後退していると思う。つまり、要綱がある、それに従わなければ、全部だめですよ、ではなくて、本来福祉に携わる部署としては、まずは、その人をどうするか、ということから始まる。

要綱があるから、要綱に従ってどうするか以前に、その方にとって、成年後見を利用することは本当に必要なかどうか、必要なのであれば、ある意味要綱を柔軟に解釈して対応するとか、白いものを黒と言いなさいと言うのでないけれど、もっとスタンスが全面に出てきてもいいのかな、という気がする。

なぜこのように発言するかというと、今までの利用支援事業のやり方を見ているといかがなものか、と思う。まあ、この場では苦言を呈する場ではないのですが、やはり具体的に市民後見事業をやってくださいと言うことがなければ、いくら養成しても地域的

には活性化しないだろう、と思う。

(成澤課長)

・事業は市民の方の税金によって運営されている。そうである以上、きちんとしたルールにのっとって運営しなければ、市民からの信頼が得られなくなる。

今の話で何か具体的なこともあると思うので、個別に知らせてもらえれば、対応できる内容なのか、要綱等改正する必要があるのか、考えていかなければならないと思うので、また、改めて話して欲しい。

(金成委員)

・障がい者の障がいの程度に応じた対応ができる後見人をそれぞれに育成するのか、それとも障がいの程度に関係なく、あくまで障がい者の後見人として養成するのか、市の考えを教えて欲しい。

(谷課長)

・市民後見を養成する課程において、障がいの程度の個別性に関してはしっかり研修をしていただいた上で修了してほしい。それでも、いざ活動すると、様々な問題も生じてくる。そのときは、後見センターや市側がきちんとサポートし、問題解決を図っていく。なので、程度で区別するようなことはせず、その人に対して適切に対応できる後見人を養成していく。

(金成委員)

・障がい者の場合、重度になると、複数人じゃないと対応できないようなこともある。家族としても不安なことが多い。だから、きちんとその人に適した柔軟な支援のあり方を考えて欲しい。

(湯淺委員)

・予算確保に最大限努力して欲しい。日常生活自立支援事業もあわせて行うのはとてもいいことと思う。それから、市民後見人育成事業のニーズはどの位と推計するか。

(成澤課長)

・市の方ではきちんとした調査はしてないが、高齢者の場合、平成24年度の厚労省調べでは、高齢者人口の約10パーセント程度にあたる方が何らかの支援を要する認知症高齢者と推計している。認知症高齢者の自立度というのがあって、Ⅱ以上の方を推計した結果である。これを函館市に当てはめると、函館市の高齢者人口は約8万人だから、約8千人の方が認知症で何らかの支援を必要としていることになる。もちろん、軽い方もいるので今すぐ後見人が必要だというわけではないが、いずれは後見人が必要になってくる方があると考えると、相当数のニーズがあるととらえている。

(湯淺委員)

・高齢者8千という数と知的障がい等の数も入ってきますので、相当数になると思う。

(多田委員)

・一部の自治体では後見人には年齢制限があるが、函館市は応募資格の年齢についてど

のように考えているのか。

(成澤課長)

・今のところ年齢の上限は考えてはいない。

(尾形委員)

・個人的には、報酬がない方がいいと思う。費用と報酬は違う。交通費は費用、これは問題ないと思う。報酬というのは、そこに時間を費やした、その見返りが報酬である。第三者後見人には、申し立てすると報酬がいただけるのですが、いろいろなトラブルをみていると全て報酬がらみである。専門職でもある。ですから、私は、市民後見の特性をいかすとなると一長一短あると思う。なので、(報酬は)ない方がいいと思う。あくまでも、ボランティア精神に基づいた社会貢献活動に位置づけて、それでもやろうという人にやっていただく、その方がレベル的にモチベーションが上がるんでないか、と思う。

しかし、報酬をもらえるんだったら・・・と言う人もいるので、もっとその辺を検討した方がいいかな、と思う。

それから、活動条件としては、紛争性やトラブルがない方とあるが、やってみないとわからないことがある。見た目は裁判所もわからない、やってみて出てくることもある。そうなる対応については運営自体がかなりのウェイトを占める。そういう意味で、今までの積み上げのない(社協は)非常に難しい、大変だと思う。それをよく考えた方がいいのではないか、と思う。

(平井副委員長)

・市民後見人になる人の要件の話と本人の状況の問題のところとごっちゃになっていてわかりにくい。活動条件の③～⑤の項目は市民後見人の要件と言うより、本人の状況だと思う。実際、③、④、⑤の問題がある場合は、家裁が選任するときの条件で、この事案は市民後見人にふさわしいか、ふさわしくないか、はじく対象の話なのでおそらく、活動条件という意味では、当然家裁が選ばないと思うが、この記載の中では紛らわしいので分けて考えた方がいい。

それと、報酬にも関係するのですが、実績がないのに家裁は選ぶか、という指摘に対し、そういう懸念はあるが、初期の段階においては、おそらく後見監督人を選任する。本人の資力が可能であれば、専門職、弁護士か、社会福祉士、司法書士か、選任するパターンで実績を積んでうまくいきます、というふうになった上でさらに規模を拡大していく、というパターンになるのでは、と思う。そうなる後見監督人が選任されるわけですから、後見監督人には報酬が支払われることになるので、それとの対比で監督人には出て、市民後見人にはゼロということでもうまくいくのかな、という気がする。そういう意味で低額であっても、あった方がいいのかな、と思う。

それともう一つの理由は、社協の役割分担との関係でその報酬のうちいくらか社協の方にも予算組との関係で組み入れられるのであれば、一定の報酬が設定されている方がやりやすい。おそらく、毎年予算組していく方がやりやすいのかな、と。

尾形委員が言ったように、本来は活動内容に応じて決まるので金額でトラブルになるという懸念もわかるが、今話した要素もあるので、家裁との協議が前提ですが、比較的低い金額で固定の報酬を市民後見人に与えるとした方が、やりやすいのかなと言う気がする。

(河村委員)

・市民後見人の活動内容の部分で、この5については、まだどの案件にするか決まっていなくてと解釈して良いか？

(成澤課長)

・そのとおりです。

(河村委員)

・市の方は個人受任という話があった。個人受任で懸念があるのが、障がい者が若い年齢で後見がついた場合、何年来ずっと続くことになる。そのような場合個人受任は果たしてどうなのか、障がいの重い方だと長い年数を持つことになる。そこだけを見ると法人後見の方がいいのかな、と。法人が受けた後、そのケースについて後見人が難しくなった後、ここでいうと後見監督人がその役割を果たすのかも知れないけど、法人の方でおさえしておく法人後見の方がいいのかな、と。

(尾形委員)

・法人後見については、あまり知識はない。ただ、一般論としては、市民後見人でも成年後見人であっても解任されない限りは、同じ方がつく。ですから、私も30代の方を持っているが、ある年齢がきたら、辞任しようと思う。そうしないと、ずっとですから、人間ですから病気になったりすることも出てきますよ。法人後見になった場合は、法人ということで、自然人ではないですから、しっかりしなければならないんですよ、法人が。何となく組織があつてじゃ、だめなんです。そういうものにしっかり対応しなければならないということで、法人後見をやるのであれば、腹を据えて取りかからなければならない。

(平井副委員長)

・河村委員が話したとおり、障がいのある方について市民後見人がどこまでできるのかという懸念はある。うまくやれば、法人後見のメリットをいかせるパターンではあると思う。特に30代、40代の障がい者の方。ただ、道南圏、北海道全体からみても、法人後見の実績はないというところで、実績ないのにうまくいくのか、という懸念がある以上は、場合によって特に若年の障がい者に、スタートからいきなり対象に含めてやるかということも含めて、経験をつまないとやはり難しいのかな、という気はする。

社協が、法人後見をやらなくても運営センター自体の機能であっても、経験値は数を重ねると積んでくると思う。人材の蓄積ということにおいても。

話の内容が跳んで申し訳ないが、私も年齢の上限はきちんと設定したほうが良いと思う。その時点において、場合によって法人後見型の市民後見の併用というのもあり得るのかな、と。そういう意味でも案1、2、3のうち、全面的に案3を排除する必要はないのかな、と思うが、スタートとしては、今実際やりようがないので、個人でやるということになるのか。ただ、その場合は若年性の障がい者に対して、スタートは市民後見人でやりますよ、というのは、なかなか難しい案だな、という意見である。

(阿知波委員)

・社協自体が経験値がありませんし、他都市の社協の状況を伺ったところ、旭川社協、釧路社協は専門家の協力を得て、個人後見の中で専門家の方をケースに応じて協力して

いるやり方を聞いたりしている。今の流れから、いきなり社協が、というのは難しいところは十分承知している。その中で、いただいた意見を踏まえながらできることがあれば、と思う。

(平井副委員)

・年齢のことだが、上限の年齢を設定した方がいいのではないか。それが、70くらいになるか、後見人がつく本人にとっては、交代はなるべくない方がいいのと代替えの問題はどうしてもあることなので、個人差はあるが、特に70歳も後半になると衰えがあらゆる所に見られてくると引き継ぎとかも大変になる。特に、最初は、少数精鋭でいくということからすると、上限は70というのを設けた方がいいのかな、と。

ちなみに、弁護士は定年がないといわれているが、函館はそういう例はないが、一部の裁判所においては、70歳以上の弁護士は選任しないようにしようという動きがある。

どうしても高齢になってくると、弁護士ですら手を抜いたり、病気になったりして、ご本人に会いに行けない、という事態が背景にあって制限を設けようという考えもあるので、私も70なら70で年齢の制限があった方がいいと思う。

(小長井委員)

・私も年齢の上限は定めた方がいいと思う。我々も業界内で自主規制があり、障がい者であれば、何より重要なのは信頼関係である。だめだという規定はないが、自発的にある年齢に達した方は受けないようにしている。差別ではなく、被後見人になる方のことを思えば、せっかくやる気になって来る方を門前払いするようなことは気が引けるが、きちんと後見業務をするのならば、障がい者のためにも上限を設けるべきだ。

(安司委員)

・以前小樽に行った時、そのその後見センター長さんから聞いた話だが、80歳以上の後見人の方が非常に良い活動をしたとのことだった。つまり、お年寄りにはお年寄りの共有する部分があるので、いい動きができるのかな、高齢の後見人がいても良いのではないか。

(長谷山委員)

・私は、後見人の業務内容では、親族申立および市長申立支援が重要になってくると思う。認知症高齢者の相談も増えてきているし、施設入所などの際に本人に支払う判断能力が無いときに親族に任せることになるが、親族がお金を支払わず料金回収ができないという問題も生じ、施設側も悩んでいると聞いている。どうしても市長申立だと親族がいない方というように施設側もとらえるので、家族が権利侵害者になる場合も多々あるので、もっと市長申立を活用しながら市民後見人が活躍できる函館市になれば、と思う。

(成澤課長)

・市長申立の制度に関して正しい理解がされるよう、市民後見人の養成、成年後見利用支援事業についてももっとPRしていきたい。

(所委員)

・後見制度となると、私の担当している利用者で認知症の方や身よりのない方に制度を勧めても断られることが多い。利用しやすいことやこのようなメリットがあるんですよ

とか、知らせていけるような広報をしていくと、もう少し使ってみようかな、という気になるのではないかと。

(成澤課長)

・来年度は、市の予算で後見制度をPRするチラシを作成することを考えていた。家庭裁判所と歩調を合わせながら、市民に理解を深めていく。制度内容が浸透するよう努める。

(平井副委員)

・後見センターの職員は、社協の職員が兼任するのか、それとも新たに職員を採用して専従とするのか。

(成澤課長)

・職員は新たに採用し専従としたい。

(河村委員)

・応募資格であるが、役割という所にもきめ細かな対応と家族的な支援とある。年齢制限に関して上限を70にするのはどうかと意見が出たが、高齢者であるが故に、高齢者の気持ちを対等に考えながら、やれるところがあるのではないかと私も思う。

年齢をどこに制限するのかに関しては、個人的には上限を設けない方がいいのではないか。90、100で応募してくるのはやはりないかな、と思う。今の70代はまだまだ元気です。ですから、その辺で切るのもどうか、と思う。

(尾形委員)

・役割について、地域に住む身近な存在ということですね、成年後見制度は権利擁護であり、権利擁護とは何かというと、非常に奥が深くて何をもって権利擁護とするか、ということにもなるんですがね。

きめ細かな対応というと地域福祉の分野に入ると思う。ですから、自分の身近なところの支援を市民後見人が担う。例えば、専門職の成年後見人は、大体月に1回、本人と会って状況確認する、ということが、会で義務付けられている。でも、身近なところにいたら週に1回会えるんです。いわゆるそれが、地域でやっている在宅福祉委員とか、そういうところからネットワークができるのかな、と思っている。そういうことでいえば、役割としてその両面があるということ。やはり、遠くから市民後見人がやってくるのではなく、身近なところから支援する、そういうことから言えば、報酬はないほうがいいのではないか、と思う。

(湯浅委員)

・応募資格に関しては、前提として年齢をつけるよりも、養成の中で、不適切な方は選別していく、あるいは、担当の方と応募者と話し合っていく、ということで整理すればいいのかな、と。

かなり責任が重い任務だと思うので、あえて私は、報酬はあった方がいいと考える。それ位難しい内容だと思うので、きちんと議論を重ねた方が良く思う。

(長谷山委員)

・報酬の問題であるが、我々地域包括は、民生委員や地域の方と係わることが多く、いつも会議に来ていただいて、高齢者の話をしたりするのだが、中には働いている民生委員や福祉委員もいる。ただ、働いている方も休みを取ったり、自身の休みをうまく調整して会議に出てきてくれたりしている。民生委員や福祉委員の方は、休んできたからと言って、「お金を出せよ」といわれたことはないが、僕も湯浅委員と同じで、金額の差はあるかもしれないが、報酬は出したほうがいいのではないかと、思う。

(尾形委員)

・市民後見人同士がお金の比較をするようになると、広い気持ちで納得する場合はいいのですが、そのあたりが気になる。つまり、活動が報酬という形で評価される、基準はあるようでない。ですから、先ほど平井弁護士が、一定程度という話をしましたが、わかるんだけど、そういったときにどうするのかな、と。私が考えるのは、地域で活動する事は、報酬ではなく、ネットワークなんだと、地域でそのような活動をして広げていくんだという、イメージを持っている。

決して報酬があって悪いとは思っていない。ただ、線引き、基準をどうするか、かなり議論をする必要が出てくると思う。

(成澤課長)

・それでは、ここで一旦検討事項について少しまとめをしていきたい。
・障害の程度に応じたきめ細やかな対応ができる市民後見人を育成して欲しい。
これについては、研修の中でカリキュラムをきちんと組んで、知識を習得できる内容にしたい。
・応募資格について、年齢の上限について意見はいろいろあったが、この検討委員会の中で両論を併記して結論を出す。
・法人後見の場合、社協はノウハウがないということなので、個人後見で受任しながら、後見監督人がついて、社協としても後見センターの知識、ノウハウを蓄積していく。
このことにより、将来的には、法人後見を行うことも可能になるだろうと思う。
・報酬の有無についても、検討委員会の意見として、ある、なし、両論を併記したうえでまとめていく。
・後見センターの運営はやはり社会福祉協議会がふさわしいということで、皆さんの意見は一致していると思われる。
・職員体制も含めて、市が今後どのように責任を持って、事業に関わっていくか、また、家庭裁判所と調整しながらルールづくりをして、主体的に動いていく必要があるのではないか、という意見があった。これについては、市で努力して取り組んでいこうと考える。

(岩崎委員長)

・これらについては、次回までに何らかの形で提示されるのか。

(成澤課長)

・次回26年度会議の日程は未定だが、それまでの間に、この第3回の会議録をまとめる作業をする中で、今の意見をまとめた形で、まずは、3回目までの意見をまとめた形で会議録と一緒に送ったらどうかと考えるが、どうか。

(平井副委員長)

・本日、家裁のオブザーバーが来ていれば良かったが、欠席なので、毎年大体7月の頭に家庭裁判所の主催で後見等の関係機関連絡協議会が開かれる。あれには、道南圏の各自治体、専門職、裁判所等が集まる。私の希望としては、次回の検討委員会はこの協議会の前にやるのがいいかな、と。

やはり、裁判所と一緒に議論すべきだし、次をやるなら早いにこしたことはない。そこを、考慮して日程調整のほうをお願いしたい。

(3)「今後の予定について」

(成澤課長) (資料P. 6のとおり説明)

・国庫補助の申請、採択の状況をみながら、場合によっては、平井副委員長にも相談しながら、先ほどの連絡協議会の開催時期等含めて、働きかけていきたい。

(4)「その他」

(成澤課長) (資料P. 6のとおり説明)

4 閉会